

第2章 情報化の動向

1. 本市の情報化政策の動向

1.1 第三次富士市情報化計画の動向

(1) 第三次富士市情報化計画の実施状況

「第三次富士市情報化計画」は、基本理念である「しあわせ実感 e まち ふじ ～ICTを架け橋に」に基づき、平成29年度に134の情報化事業を定め、取組を開始しました。

令和3年度は、図表2-1に示すとおり、合計182の情報化事業に取り組んでいます。

図表2-1 情報化事業数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
情報化事業数	134	132	135	175	182
内、新規追加分	-	0	3	41	10
完了した情報化事業数	1	0	0	1	-
中止した情報化事業数	1	0	1	2	-

令和2年度末時点の情報化事業の実施状況は、図表2-2に示すとおり、「完了」が1事業(1%)、「実施中」が172事業(98%)、「中止」が2事業(1%)、「未実施」の事業は無く、重点事業については、すべての情報化事業が「完了」、又は「実施中」でした。

図表2-2 情報化事業の実施状況(令和2年度末時点)

実施状況	完了	実施中	中止	未実施	合計
重点事業数	1 (3%)	35 (97%)	0 (0%)	0 (0%)	36
推進事業数	0 (0%)	33 (94%)	2 (6%)	0 (0%)	35
継続事業数	0 (0%)	104 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	104
合計	1 (1%)	172 (98%)	2 (1%)	0 (0%)	175

完了:事業目標を達成し、以後運用・実施予定なし 中止:事業に取り組んでいたが、途中で中断、又は中止
 実施中:計画どおり取組中 未実施:事業に取り組んでいない

また、令和2年度末時点の情報化事業の方向性は、図表2-3に示すとおり、「継続する(拡大・拡充)」とした事業は12事業(7%)、「継続する(現状維持)」とした事業は157事業(89%)、「継続する(縮小・縮減)」とした事業は3事業(2%)、「継続しない(終了・廃止)」とした事業は3事業(2%)でした。

図表2-3 情報化事業の方向性(令和2年度末時点)

事業分類	継続する			継続しない (終了・廃止)	合計
	拡大・拡充	現状維持	縮小・縮減		
重点事業数	4 (11%)	30 (83%)	1 (3%)	1 (3%)	36
推進事業数	4 (11%)	28 (80%)	1 (3%)	2 (6%)	35
継続事業数	4 (4%)	99 (95%)	1 (1%)	0 (0%)	104
合計	12 (7%)	157 (89%)	3 (2%)	3 (2%)	175

さらに、情報化事業の評価は、図表 2-4 に示すとおり、「A」評価が 50 事業(28%)、「B」評価が 112 事業(64%)、「C」評価が 12 事業(7%)、「D」評価が1事業(1%)であり、「S」評価はありませんでした。

図表 2-4 情報化事業の評価(令和2年度末時点)

評価	S	A	B(普通)	C	D	合計
重点事業数	0 (0%)	11 (30%)	25 (70%)	0 (0%)	0 (0%)	36
推進事業数	0 (0%)	6 (17%)	26 (75%)	2 (5%)	1 (3%)	35
継続事業数	0 (0%)	33 (32%)	61 (59%)	10 (9%)	0 (0%)	104
合計	0 (0%)	50 (28%)	112 (64%)	12 (7%)	1 (1%)	175

評価	①進捗状況	②事業経費	③事業効果	評価	評価基準
5	計画より十分進んでいる	十分に削減できた	十分に効果が現れている	S	①～③の評価の合計が14点以上
4	計画より進んでいる	削減できた	効果が現れている	A	①～③の評価の合計が11点以上
3	おおむね計画どおり	おおむね計画通り	おおむね計画どおり	B	①～③の評価の合計が8点以上
2	計画より遅れている	増加した	効果があまりみられない	C	①～③の評価の合計が3点以上
1	計画よりかなり遅れている	かなり増加した	効果が現れていない	D	①～③の評価の合計が3点未満

(2) 第三次富士市情報化計画のまとめ

「第三次富士市情報化計画」の策定時から令和元年度末までの間、情報化事業の数は、ほぼ横ばいで推移しましたが、令和2年度は新たに 41 事業を追加し、大幅な増加となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による、社会変容や日常生活、働き方の変化のほか、本市が令和2年8月に発出した「富士市デジタル変革宣言」に伴うデジタル化の加速によるものであり、デジタル化に対する市民ニーズの高まりをあらわしています。

新たに取り組む事業の主要な分野としては、オンライン会議の拡充や、市職員の多様な働き方を支援するためのテレワーク[※]環境の整備、市内企業向けのテレワーク導入を支援する各種取組の実施、キャッシュレス化の推進、学びの場への情報化の充実などが挙げられます。

また、令和2年度末時点では、全 175 事業のうち 172 事業が「実施中」で、令和3年度以降における情報化事業の方向性について「継続する(現状維持)」、又は「継続する(拡大・拡充)」とした事業が、169 事業であることから、情報化が多くの業務に定着するとともに、業務に欠かせないものとなっていることが伺えます。

さらに、重点事業に分類した情報化事業のすべての事業の評価が「B(普通)」以上であることから、事業の費用対効果を踏まえつつ、着実に進めていく必要があることがわかります。

1.2 庁内の情報化の動向

(1) OA環境及び情報通信環境等の整備

OA^{*}環境については、ICカードとパスワードを用いた二要素認証^{*}により、セキュリティレベルを高めたシンクライアント^{*}端末を各職員に1台配備しています。また、職員ポータルサイト^{*}での情報共有や、財務会計及び文書管理システムを用いた文書の電子化により事務の効率化を実現しています。

情報通信環境については、シンクライアント端末等を利用する際に安定した通信ができる環境を整備し、これらの通信機器に対する運用維持を図るとともに、老朽化対策として定期的に更新を行っています。

働き方の多様化を支える仕組みについては、コミュニケーションツールや外部との会議を行うオンライン会議システムを導入しています。コミュニケーションツールには、庁内で利用するチャット機能やビデオ通話機能があるため、働く場所を問わず職員間の情報伝達を円滑に行うことが可能となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の継続性を確保する必要性が高まったため、各地区まちづくりセンターを分散勤務先として使用できるようネットワーク環境を整備するとともに、自宅や外出先でも業務を行えるテレワーク環境を整備しています。さらに、市庁舎及び出先機関に設置する複合機(コピー、プリント、スキャン等を一体化した印刷機)への印刷を、どこからでも行えるオンデマンドプリント機能^{*}や、定型業務を自動化するツール(RPA)の活用を進めています。

OA環境を構成するサーバ^{*}機器等については、安全かつ効率の良い運用を行うために、堅牢なセキュリティが施されたデータセンター^{*}に設置しています。また、災害対策として、地震等の災害によりデータセンターとの通信ができない場合でも、市庁舎内だけで必要最低限の業務が継続できるよう環境を整えています。

(2) 情報セキュリティ対策

情報技術の進展により、本市においても多くの市民サービスや行政事務がシステム化されているため、標的型攻撃等のサイバー攻撃^{*}、職員の過失や管理ミスによる情報漏えいなど、重要な情報が脅かされる危険性が増していることから、情報資産を守るための情報セキュリティ対策^{*}が重要となっています。

本市では、このような脅威から情報資産を守るために情報セキュリティポリシー^{*}を定め、技術、人、組織の面から情報セキュリティ対策を実施しています。

技術的対策としては、ウェブサイト^{*}の閲覧制限、外部接続の通信制御、不正な動作を予測して検知するセキュリティ機器等を導入しています。また、情報セキュリティに関する職員研修や不審メール訓練などの人的対策や、情報漏えいや不正アクセスなどのセキュリティ事故に対応する組織の運営や情報セキュリティ監査などの組織的対策を実施しています。

特に、インターネット^{*}接続における情報セキュリティ対策としては、静岡県及び県内市町で共同利用する静岡県自治体情報セキュリティクラウドを利用し、不正アクセス等の外部からのサイバー攻撃に対する技術的対策や、強固な監視体制を整備する組織的対策を行うことで、高い情報セキュリティレベルを確保しています。

(3) 基幹系業務システムの整備

本市では、富士宮市と共同で住民記録や税、福祉などの基幹系業務システムの調達や運用を行う共同電算事業の取組を進め、平成27年3月から運用を開始しています。

共同電算事業は、「市民サービスの向上」、「行政事務のパワーアップ」、「安全・安心の維持・向上」、「費用の削減」の4つを目的とし、情報システムの集約とオープン系システム[※]への全面移行など、システムの再構築を行うとともに、各システムの導入や構築、帳票印刷、封入封緘、ヘルプデスク[※]、システム間連携など、運用に関する様々な業務支援を包括して委託し、実施しています。

共同電算事業の運用開始から7年が経過しましたが、事業の4つの目的は、概ね達成できています。

「市民サービスの向上」については、マイナンバーカード[※]を利用した証明書コンビニ交付サービスの実施や、コンビニ納付が可能な税目の拡充など、市民サービスの幅を広げることを実現しました。

「行政事務のパワーアップ」については、オープン系のパッケージシステムの採用による業務標準化への対応や、マイナンバー[※]制度をはじめとする大規模なシステム改修への円滑な対応、包括業務委託による業務運用負荷軽減により、情報システム部門の職員数の削減を実現しました。

「安全・安心の維持・向上」については、均質なセキュリティの維持、処理の検証を可能とするシステムの導入や、システムの健全性を保つための有人監視の実施、事業継続に向けたデータセンターの活用など安全性の向上を実現しました。

「費用の削減」については、令和3年度にコスト回収が完了しました。

また、基幹系業務システムは、令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)により、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が義務付けられたため、現在、その対応を進めています。

(4) デジタル変革の推進

本市では、デジタル化の急速な進展に対応するため、市長を本部長とする情報化推進本部を設置し、庁内の推進体制を整備するとともに、外部の有識者からアドバイスを受け、外部環境や技術動向を踏まえ着実に情報化事業を進めています。

また、令和2年8月5日には「富士市デジタル変革宣言」を行い、本市のデジタル化を一層加速させ、大きく前進させることとしました。

情報化事業のうち、特に「富士市デジタル変革宣言」に基づいて重点的に取り組む事業については、市民サービス、地域活性化、行政経営の3つの柱ごとに事業内容や実施に向けたスケジュールをロードマップとしてまとめ、積極的に推進しています。

市民サービスについては、行政手続のオンライン化[※]やスマートフォンアプリの活用など、いつでもどこからでも手続ができるサービスの充実を図るとともに、市役所の窓口のデジタル化に取り組んでいます。

地域活性化については、学び改革やデータ利活用の推進を図るとともに、市内外への情報発信など情報伝達手段の充実に努めています。

行政経営については、先端技術の積極活用や市役所の働き方改革への対応、情報化推進体制の強化などに取り組んでいます。

2. 国の情報化政策の動向

2.1 情報化政策の動向

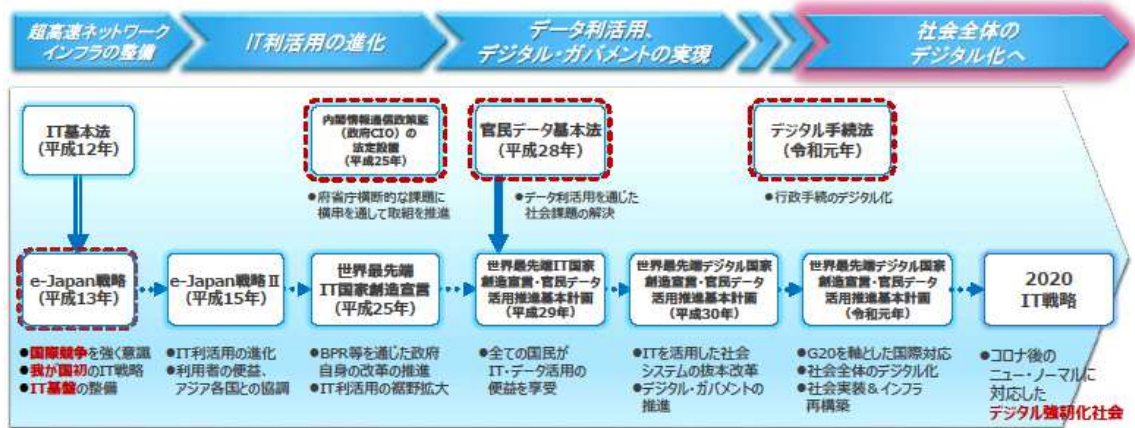
我が国の IT 戦略は、図表 2-5 に示すとおり、平成 13 年1月に作成された「e-Japan 戦略」に始まり、技術の進展や社会経済の動向等に併せて常に計画の見直しが行われています。

令和元年6月には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下、「IT 新戦略」という。）」に引き継がれ、すべての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指し、施策を推進するとされています。

令和2年7月には、「IT 新戦略」が改定され、新型コロナウイルス感染拡大の阻止をはじめ、様々な分野におけるデジタル強靱化社会の実現に向けた戦略が示されました。

また、令和3年5月に成立したデジタル改革関連法を受け、同年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が公表され、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を迅速かつ重点的に推進するとされています。

図表 2-5 我が国における IT 戦略の歩み



(出典:IT 新戦略)

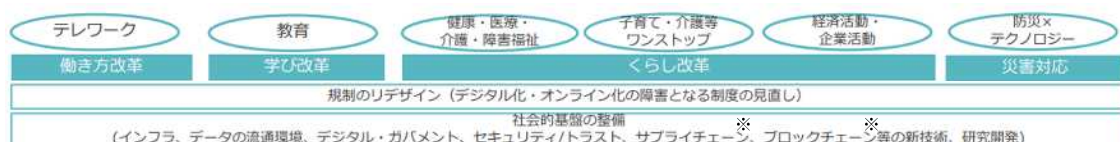
2.2 情報化の方針

(1) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (IT 新戦略)

改定された「IT 新戦略」では、すべての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた、政府全体のデジタル政策を取りまとめ、デジタル強靱化社会の実現を図るとしています。

デジタル強靱化社会の実現に向けた基本的な枠組みは、図表 2-6 に示すとおり、「社会基盤の整備」と「規制のリデザイン」を基盤とし、「働き方改革」、「学び改革」、「くらし改革」、「災害対応」の4つの分野が定義され、それぞれの分野における個別取組の方向性が示されています。

図表 2-6 デジタル強靱化社会の実現に向けた基本的な枠組み



(出典:IT 新戦略の概要)

(2) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針及びデジタル改革関連法

令和2年12月に、国はこれまで取り組んできたデータ利活用とデジタル・ガバメントの二本柱に加え、近年のデジタル技術の進展により一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを提供することが可能となってきたことを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示しました。

この方針では、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、これに向けた制度構築として、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)(平成12年法律第144号)(以下、「IT基本法」という。))」の全面的な見直しとデジタル庁設置の考え方を示しました。

これを受け、令和3年5月にデジタル改革関連法が国会で成立し、「デジタル社会形成基本法」(令和3年法律第35号)、「デジタル庁設置法」(令和3年法律第36号)、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等が同年9月1日に施行されました。

デジタル改革関連法の全体像は、図表2-7に示すとおりです。

図表 2-7 デジタル改革関連法の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要 		
<p>デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 <p>【IT基本法との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用(基本理念・基本方針) ・ デジタル庁の設置(IT本部は廃止) <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則(10原則)の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p>	<p>デジタル庁設置法</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能(勸告権等)を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織(長は内閣総理大臣)。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p>	
<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化(個人情報保護法改正等) ✓ 押印・書面手続の見直し(押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正) ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大(マイナンバー法等改正) ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化(郵便局事務取扱法改正) ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載(公的個人認証法改正) ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知(住民基本台帳法改正) ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化(マイナンバー法、J-LIS法改正) <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>	<p>預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p>
<p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等</p>		

(出典: デジタル改革関連法案について)

(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や「IT基本法」及び「官民データ活用推進基本法」に基づく取組を、迅速かつ重点的に推進するため、令和3年6月に策定されました。この計画は、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示すことにより、デジタル社会の形成に向けた羅針盤とすることを旨とするものです。

デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及として、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進、ガバメントクラウド[※]及びネットワークの整備、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化、ID・認証の普及、データセンターの最適化の実現、情報通信インフラの整備が示されています。

(4) デジタル・ガバメント実行計画

「デジタル・ガバメント実行計画」は、「官民データ活用推進基本法」及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、平成30年1月に初版が策定されました。

また、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2年12月に改定されました。

改定された計画では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、デジタル庁の設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速するとしています。

デジタル・ガバメント実行計画の概要は、図表2-8に示すとおりです。

図表 2-8 【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速	
サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	一元的なプロジェクト管理の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
国・地方デジタル化指針 <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンストップ実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やアクセス通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量） ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化「(仮称)Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付帯を内滑しを進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） ✓ マイナポータルLUX・UI改善（全自治体接続等）、情報/IT機能の強化 ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） 	行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における届付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保障・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	デジタルデバイト対策・広報等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成 	

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

（出典：デジタル・ガバメント実行計画）

(5) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

「自治体デジタル・トランスフォーメーション※(DX)推進計画」は、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、住民に身近な行政を担う自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもので、令和2年12月に策定されました。

この計画では、重点取組事項とその支援策等が示されており、全自治体が足並みを揃えてデジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていくとされています。

重点取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化、自治体のAI※・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が示されています。

また、これらの取組を着実に推進するため、自治体におけるDX推進体制の構築が求められており、組織体制の整備、デジタル人材の確保・育成、計画的な取組のほか、都道府県による市区町村支援が挙げられています。

3. 静岡県の情報化政策の動向

3.1 情報化政策の動向

静岡県は、図表2-9に示すとおり、平成10年に策定した「静岡県高度情報化基本計画」及び平成12年に策定した「情報化ビジョン 2005」に基づき、しずおかデジタル・オフィス(職員一人1台パソコンと庁内 LAN^{*})の整備、S-Net(学校間ネットワーク)の整備、インターネットを通じた情報発信の充実、電子入札^{*}の開始、インターネット・アドバイザーの設置、IT 講習会の開催など、情報化を着実に推進しています。

平成17年4月に策定された、静岡県情報化計画に位置づけられる「しずおか IT 戦略」は、平成18年3月に策定した静岡県総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン後期5年計画」を受け、平成18年6月に数値目標などの一部改訂が行われました。「しずおか IT 戦略」にある“IT 利活用の推進”では、「地域の情報化」、「行政の情報化」の2つの方向性が示されています。

平成23年には高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」が策定され、『誰もが、いつでも、どこでも、情報でつながる“ふじのくに”づくり』を基本目標に、「ICT 利活用の促進」、「情報通信基盤の整備促進」、「安心・安全な情報利用環境の実現」を3つの柱として各種の施策を展開し、光ファイバー網の整備促進や電子自治体^{*}の高度化、県民生活の利便性向上などの成果を上げてきました。

平成26年に策定された静岡県情報化基本計画「新ふじのくに ICT 戦略」では、基本目標を『富国徳の理想郷“ふじのくに”を創る ICT の利活用』と位置づけ、「安全・安心で快適な暮らしの実現」「地域の活性化、産業の活性化」「日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携」「基盤の強化」を4つの柱として、各分野における戦略を定めています。

現在は、平成29年度に策定された「静岡県高度情報化基本計画 (ICT 戦略 2018) 官民データ活用推進計画」に基づき、施策を展開しています。また、最終年度の令和3年度では、「ふじのくに DX 推進計画」の策定に取り組み、令和4年度から新たな計画が開始されます。

図表 2-9 静岡県の情報化に関する計画のあゆみ

年度	計画など
平成10年	静岡県高度情報化基本計画
平成12年	情報化ビジョン 2005
平成17年	しずおか IT 戦略
平成18年	しずおか IT 戦略の数値目標などの一部改訂
平成23年	静岡県高度情報化基本計画「ふじのくに ICT 戦略」
平成26年	静岡県情報化基本計画「新ふじのくに ICT 戦略」
平成29年	静岡県高度情報化基本計画 (ICT 戦略 2018) 官民データ活用推進計画
令和4年	ふじのくに DX 推進計画

3.2 情報化の方針

(1) 静岡県高度情報化基本計画(ICT 戦略 2018)官民データ活用推進計画

平成 29 年度に策定された「静岡県高度情報化基本計画(ICT戦略 2018)官民データ活用推進計画」では、図表 2-10 に示すとおり、基本理念を『人と ICT/データが織り成す超スマート社会の実現 ～ ICT 及びデータの利活用により、富を生み、土(人)を育み、豊かで快適な地域社会を創る～』と位置づけ、3つの基本戦略、3つの計画推進の視点、5つの基本施策を定めて、各分野における取組を進めています。

図表 2-10 「静岡県高度情報化基本計画(ICT 戦略 2018)官民データ活用推進計画」概要

基本理念	「人と ICT/データが織り成す超スマート社会の実現」 ～ICT/データ利活用により、富を生み、土(人)を育み、豊かで快適な地域社会を創る～
基本戦略	<p>(1)新世代の ICT (IoT、AI 等)への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新世代の ICT の実装・実用化を促進し、行政への導入を検討するとともに、企業等への導入を支援する。 ・ IoTのセンサー等から得られるデータ通信基盤・環境を整備し、または、整備を促進する。 ・ 5G*や 4K*8K*の普及に対応できる環境整備と利活用を促進する。 <p>(2)デジタルデータの流通・利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データを重視した ICT 利活用を図るため、行政や企業等で扱うデータのデジタル化を推進・促進する。 ・ 社会全体でのデータのオープン化を図る環境を整備するとともに、オープンデータ*の利活用を促進する。 ・ データの活発な循環やビッグデータ*の流通を図る環境を整備し、または、整備を促進する。 ・ AI が能力を発揮するためのビッグデータ等の利活用を促進する。 <p>(3)オープンイノベーションの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートデバイス*など研究開発された技術と利活用アイデアの結合(マッチング)を図り、新たな ICT やソフト等の実用化を促進する。 ・ 民産学官連携や住民参加による ICT/データ利活用の提案・実用化を促進するとともに、実証実験を誘致・促進する。 ・ 異業種交流や分野横断的な情報連携を促進するとともに、関係者で構成する協議会組織等を運営し、または、運営を支援し、人々に有益な ICT やソフト等の実用化を促進する。 ・ 人と AI との共存や連携を踏まえた適正な ICT/データ利活用を推進・促進する。
計画推進の視点	<p>(1)民産学官連携、住民参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT/データ利活用を促進するため、民産学官連携による技術の研究開発と利活用アイデアの結合(マッチング)を図る。 ・ オープンデータの取組の一例として、アプリ開発などによるソフトの実用化を促進するため、住民参加によるアイデアソン*やハッカソン*を開催する。 ・ 地域の新たな魅力創出や課題解決につながるオープンイノベーション*、オープンガバナンス*を促進するため、住民の視点やニーズを踏まえた ICT/データ利活用アイデアを募集・活用する。 <p>(2)教育、人材活用、人材育成・養成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT/データ利活用の分野や目的ごとに求められる人材育成・養成の仕組みを整理・体系化する。 ・ ICT/データ利活用に向けた学術機関等との連携による若い世代に対する ICT 教育 (ICT 機器を利活用した学習、プログラミング教育等)やデータサイエンス*教育を推進する。 ・ アイデアソンやハッカソンなど住民参加の ICT 関連イベントにおけるコーディネーター役・指導者となる人材、プログラマー・ホワイトハッカー*など ICT のスキルを有した人材を活用す

	<p>るとともに、これらの人材を育成・養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT 機器の正しい使用方法の習得のほか、サイバー犯罪や不適切な情報発信の防止、セキュリティ対策を目的とした企業・団体・住民・学生向けのリテラシー教育を実施し、適正な利活用を周知啓発する。 <p>(3)セキュリティの重視</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質・巧妙化するサイバー攻撃やウイルス*拡散に対応し、安全かつ適正な ICT/データ利活用を促進するため、行政・企業・住民に対するセキュリティ意識の醸成を図る。 個人情報保護法等の改正(2017 年5月全面施行)により匿名加工情報(非識別加工情報)の利活用が可能となったことから、個人情報等の適正な管理・徹底を周知啓発する。 インターネットや仮想通貨などウェブ上で行われる商取引等に係るトラブルに対する注意及びリスク等の管理・徹底を周知啓発する。
<p>基本施策</p>	<p>I 新世代 ICT 等の実装・利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策分野における IoT・ビッグデータ・AI 等の利活用促進 民産学官連携によるオープンイノベーションの促進 福祉施設や公共施設などでのスマートデバイス等の利活用促進 デジタルコンテンツ*の利活用促進 <p>II データ通信基盤等の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 超高速ブロードバンド*等の利活用環境の整備 IoT 通信網・通信基盤の整備 公衆無線 LAN*拠点・利用環境の整備 サテライトオフィス*等の誘致 <p>III データの循環・流通の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共データの公開及び自由な利活用の促進 オープンデータを登録・公開する基盤整備及び利活用促進 民間が保有するデータの公開及びビッグデータの流通の促進 官民データの形式や分類方法等の標準化及び適正な利活用 官民データ活用推進計画に係る連携・支援 <p>IV ICT/データに係る教育及び人材活用・育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT/データに関する教育プログラムの体系化 ICT 教育等の推進 ICT 教育に携わる教員等の人材育成・養成 データサイエンティストの養成 ICT/データに携わる人材の活用及び育成・養成 クラウドソーシング*の普及促進 <p>V デジタル県庁・デジタル行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワークの導入などによる働き方改革の推進 行政における新世代の ICT の導入及びデータの利活用促進 オンライン化やデジタル化による行政手続・事務の改善 情報システム最適化の推進 自治体クラウド*の導入促進 マイナンバーカードの利活用促進 行政事務や学校事務におけるセキュリティの強化

(出典:静岡県高度情報化基本計画(ICT 戦略 2018)官民データ活用推進計画)

(2) ふじのくに DX 推進計画

静岡県は、図表 2-11 に示すとおり、「デジタル化で社会変革『誰にも優しく、誰もが豊かに、安全・安心、そして便利に』」を基本理念とした「ふじのくに DX 推進計画」を令和3年度に策定し、6つの推進の視点、5つの政策の柱に基づき、デジタル化を推進することとしています。

図表 2-11 「ふじのくに DX 推進計画」骨子

位置付け	次期総合計画におけるデジタル化に関する分野別計画(予定) 官民データ活用推進基本法第9条 静岡県の「官民データ活用推進計画」
推進体制	各部署にデジタル推進官を設置 ⇒ オール県庁の推進体制「デジタル戦略推進本部」 各分野の専門家の知見を活かす「静岡県デジタル戦略顧問団」
基本理念	デジタル化で社会変革 「誰にも優しく、誰もが豊かに、安全・安心、そして便利に」

- 基本方針**
- ▶ **地域社会におけるデジタル化の牽引**
 - ・ICT等の活用による地域課題の解決、テレワーク等の推進
 - ・デジタル化推進のための人材の育成とデバйдの解消 など
 - ▶ **市町DXの推進への支援**
 - ・自治体基幹システムの標準化等に対する支援 など
 - ▶ **県庁DXの推進と新たな価値の創造**
 - ・全体最適を意識した県庁内のDX推進、セキュリティ強化
 - ・統計情報やビッグデータ等の積極的活用の推進 など



「ふじのくにDX推進計画(仮称)」骨子(案)

策定背景
<p><社会情勢></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然災害の頻発、新型コロナウイルスの発生・拡大等を受けた「新しい日常」の模索 ▶ デジタル技術の急速な進展によるSociety5.0実現への期待 <p><国の動き></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ IT基本法やデジタル社会形成基本法など、デジタル化を推進する法制面の整備 ▶ 推進体制(デジタル庁)の整備や自治体DX推進計画・データ戦略などの方針等策定 <p style="text-align: center;">➡ 社会全体のデジタル化を強力に推進</p>
位置付け
<ul style="list-style-type: none"> ・次期総合計画におけるデジタル化に関する分野別計画(予定) ・官民データ活用推進基本法第9条に基づく本県の「官民データ活用推進計画」
推進体制
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル戦略局を中心としたオール県庁の推進体制「デジタル戦略推進本部」 ・各分野の専門家の知見を活かす「静岡県デジタル戦略顧問団」
目指す姿
<p>基本理念「誰にも優しく、誰もが豊かに、安全・安心、そして便利に」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも、どこでも、誰もが手軽にデジタル化の恩恵を受けられる社会 <p><暮らす・楽しむ></p> <p>ICTが支える健やかで心豊かな暮らし 便利で安全安心、健康で快適な暮らしと余暇を支えるデジタル環境</p> <p><学ぶ・究める></p> <p>ICTを利用して多様に自己実現 学び・スポーツ・芸術などで多様な自己実現を可能とする質の高いデジタル環境</p> <p><働く・磨く></p> <p>ICTを取り入れた持続的かつ活力ある経済 持続可能で活力ある地域経済や経済成長につながるデジタル環境</p> <p><つながる・支えあう></p> <p>便利なデジタル行政とICTで支えあう地域 便利な行政サービスや人と地域の連携・交流を実現するデジタル環境</p>

推進の視点		
・政策の推進にあたり、6つの視点に留意		
<人に優しいデジタル化> 県民幸福度の最大化	<オープン・協働> 情報公開、官民協働	<安全性の確保> セキュリティ強化、個人情報保護
<多様性の尊重> 価値観、ライフスタイル	<浸透・定着> 啓発、簡単・便利	<新たな価値の創造> データ活用、イノベーション促進

政策の柱
<ul style="list-style-type: none"> ・目指す姿の実現を図る5つの柱に基づきデジタル化を推進 ・政策を随時見直し、デジタル技術や社会情勢の急激な変化に適切
<p>① ICTの導入・利活用</p> <p>DXの前提となるICTを積極的に導入し、徹底的に利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる分野・場面におけるICTの導入支援 ・デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及、活用促進 ・様々な地域課題のICT活用による解決
<p>② データの活用</p> <p>ICTの利活用により得られるデジタルデータを企画立案やサービスの高度化に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もがデータを活用できる環境の基礎となるオープンデータの推進 ・勤や経験でなく、証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進 ・統計情報やオープンデータ、ビッグデータなどの積極的活用推進
<p>③ 新しい生活様式への対応</p> <p>自然災害や感染症の発生時などでも、平常時と変わりなく活動できる環境を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々人の生活スタイルに合わせて働く場所を選ぶことができるテレワークの推進 ・場所による制約を受けない活動環境を提供するクラウド化の推進 ・「いつでも」「どこからでも」情報にアクセスして活動できる環境を支える通信インフラの整備
<p>④ 社会のスマート化</p> <p>データ連携を可能とするシステムやデータ形式などが標準化したデジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルファースト、ワンストップ、コネクテッドワンストップの実現 ・デジタル化の前工程で必須となる業務・活動プロセスの見直し ・住民と接する機会が多い市町におけるデジタル化の支援
<p>⑤ デジタル化推進のためのリテラシー向上とデバйд解消</p> <p>デジタル化による利便性を誰もが享受し、活用するための土台を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用、開発しデジタル社会を押し進められる人材の育成 ・将来のデジタル社会を拓き、適応していける人材を育てるICT教育の推進 ・誰でも手軽に利用可能なアプリ等の普及

(出典:静岡県公式ウェブサイト)

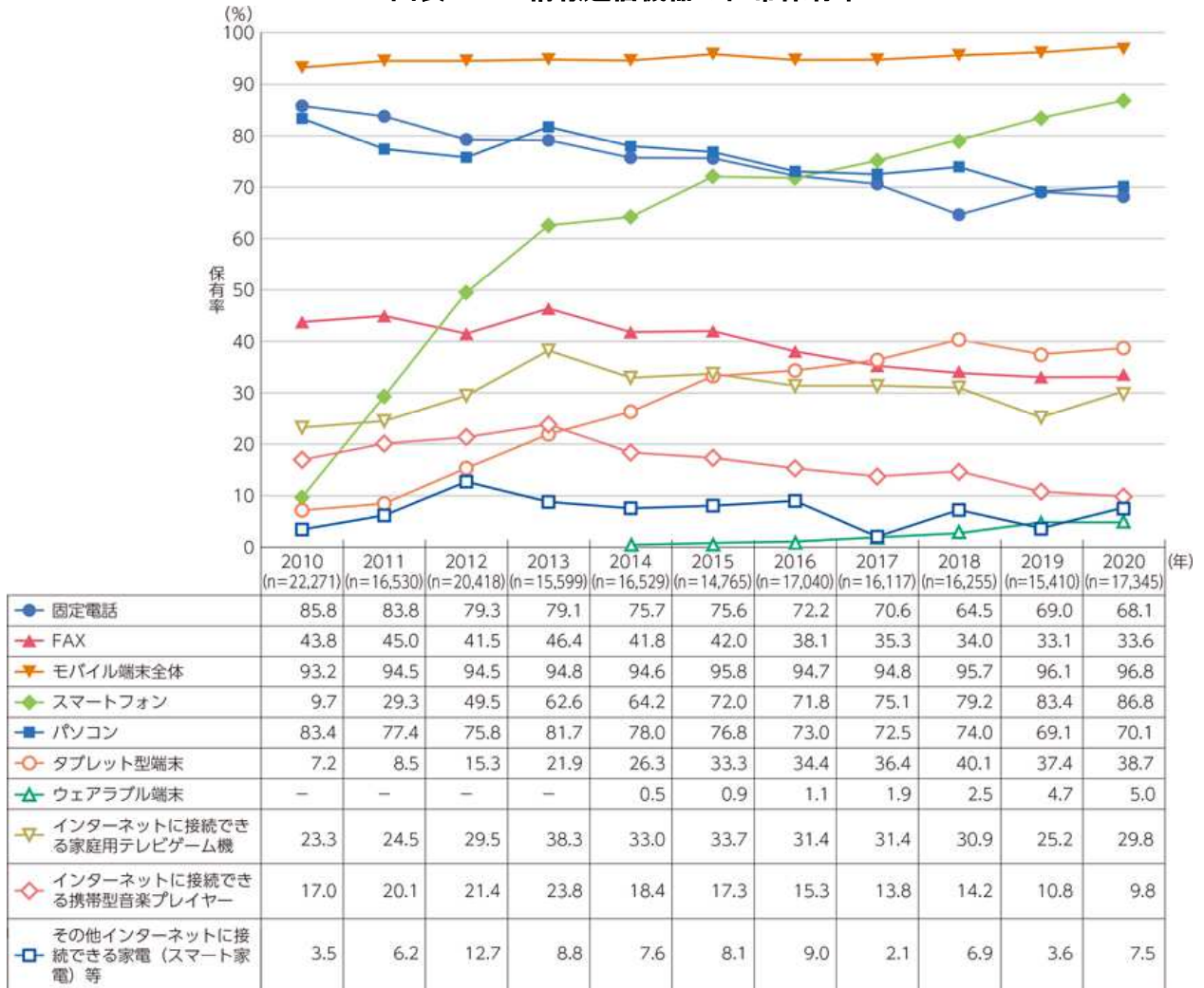
4. ICT（情報通信技術）の動向

4.1 個人・企業の情報化動向

(1) 個人におけるICT利用の状況

「令和3年版 情報通信白書」によると、「情報通信機器の世帯保有率」は、図表 2-12 に示すとおり、2020年(令和2年)時点で「スマートフォン」が86.8%と最も高く、次いで「パソコン」が70.1%、「固定電話」が68.1%と続いています。

図表 2-12 情報通信機器の世帯保有率

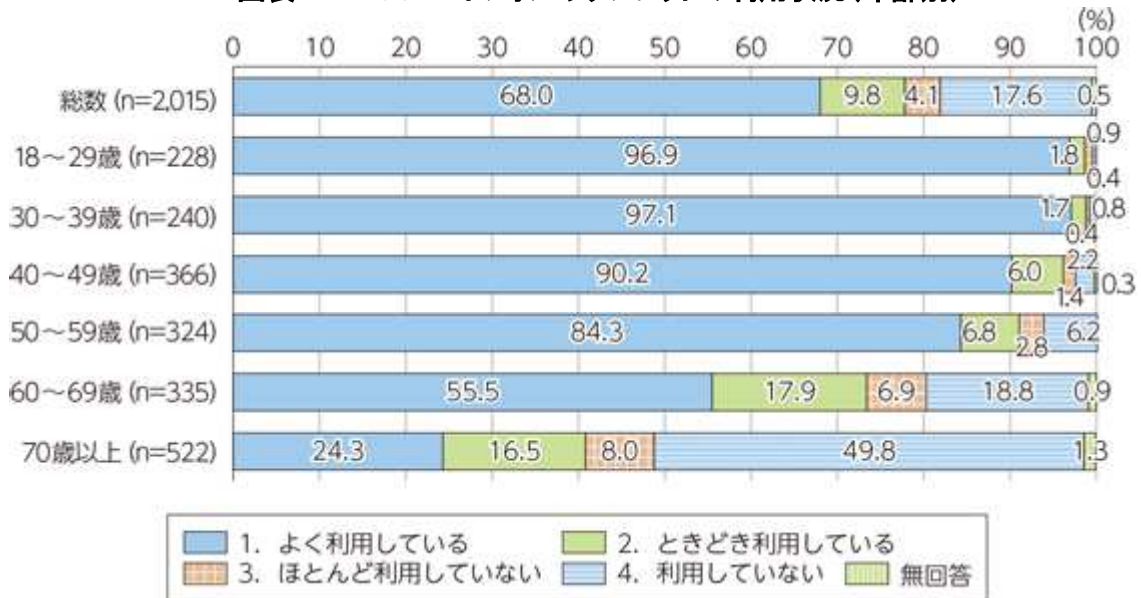


「モバイル端末全体」…携帯電話・PHS、スマートフォンのいずれかを保有している世帯

(出典:令和3年版 情報通信白書)

「スマートフォンやタブレットの利用状況(年齢別)」については、図表 2-13 に示すとおり、全体では、「よく利用している」、「ときどき利用している」という回答の合計は 77.8%となっていますが、年齢別に見ると、「18～29 歳」は 98.7%と、利用率がほぼ 100%に近いのに対し、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、「60～69 歳」では 73.4%、「70 歳以上」は 40.8%に留まっています。

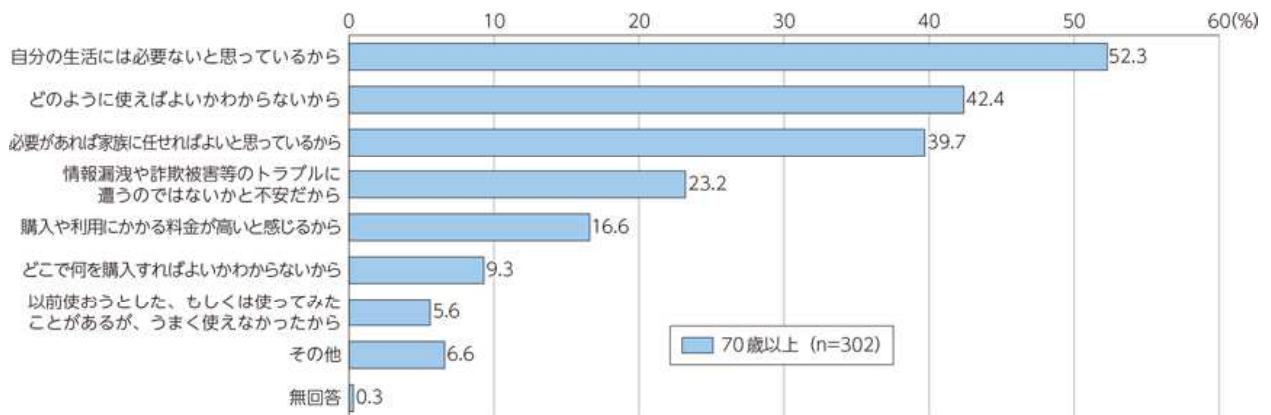
図表 2-13 スマートフォンやタブレットの利用状況(年齢別)



(出典:令和3年版 情報通信白書)

また、「70 歳以上の人がスマートフォンやタブレットを利用していない理由」は、図表 2-14 に示すとおり、「自分の生活には必要ないと思っているから」が 52.3%と最も高く、次いで「どのように使えばよいかわからないから」が 42.4%、「必要があれば家族に任せればよいと思っているから」が 39.7%、「情報漏洩や詐欺被害等のトラブルに遭うのではないかと不安だから」が 23.2%、「購入や利用にかかる料金が高いと感じるから」が 16.6%となっています。

図表 2-14 スマートフォンやタブレットを利用していない理由(70 歳以上)

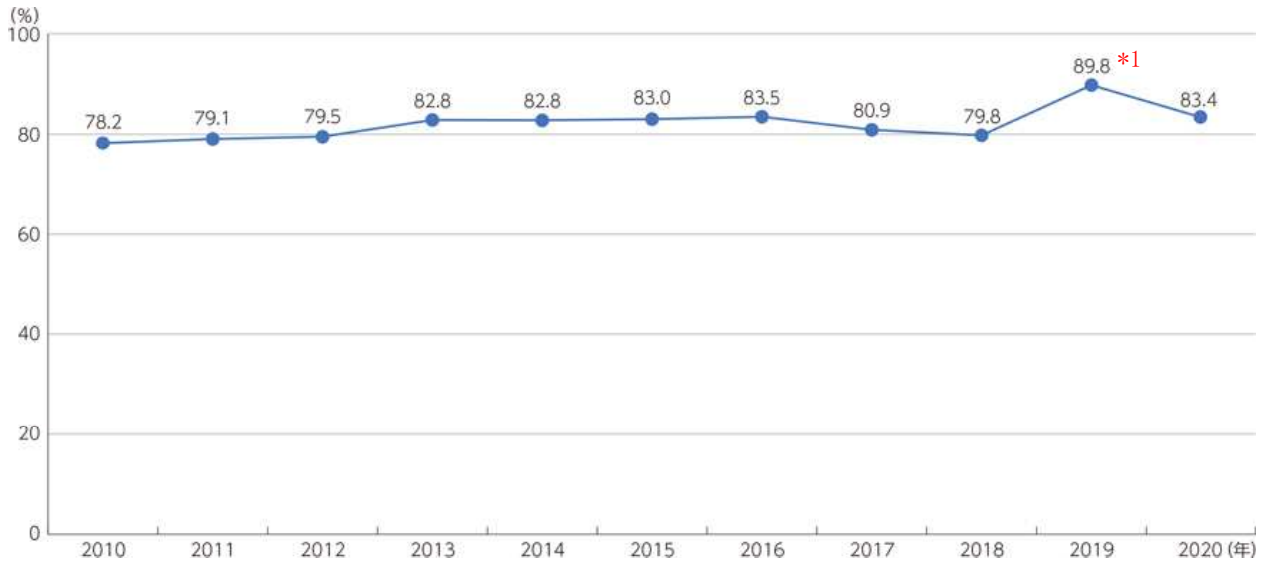


(出典:令和3年版 情報通信白書)

また、「インターネットの利用率の推移」は、図表 2-15 に示すとおり、2020 年(令和2年)で 83.4%となっています。

「インターネット利用端末の種類」は、図表 2-16 に示すとおり、「スマートフォン」が 68.3%と最も高く、パソコンの 50.4%と比較して、17.9 ポイント上回っています。

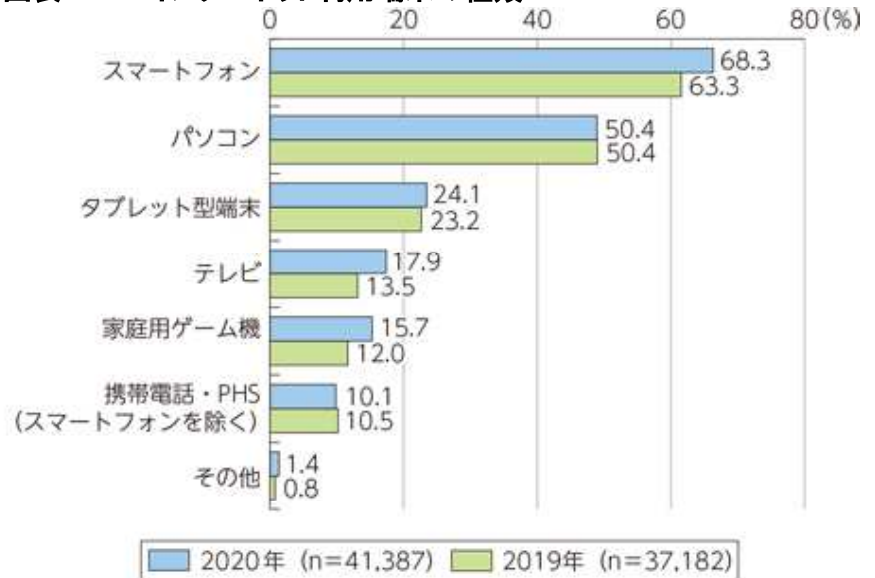
図表 2-15 インターネット利用率の推移



*1 令和元年調査の調査票の設計が一部例年と異なっていたため、経年比較に際しては注意が必要

(出典:令和3年版 情報通信白書)

図表 2-16 インターネット利用端末の種類



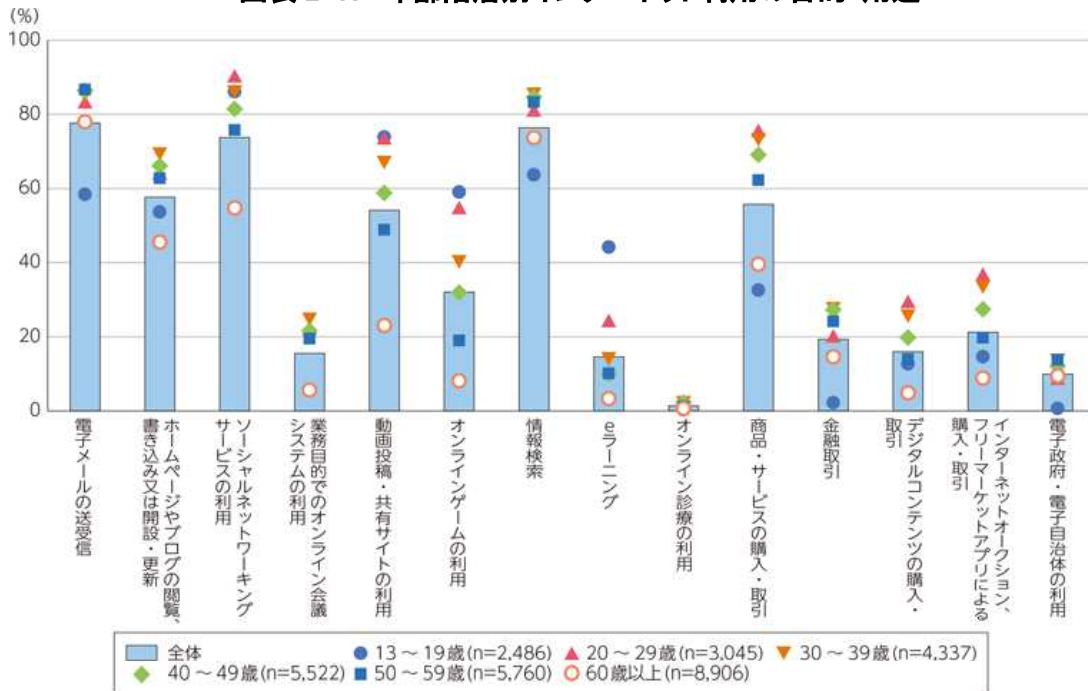
※当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことのある人の比率

(出典:令和3年版 情報通信白書)

また、「年齢階層別インターネット利用の目的・用途」は、図表 2-17 に示すとおり、「電子メールの送受信」や「情報検索」においては、すべての年齢層で高くなっていますが、「動画投稿・共有サイトの利用」や「オンラインゲームの利用」では、各年齢階層の差が大きくなっています。

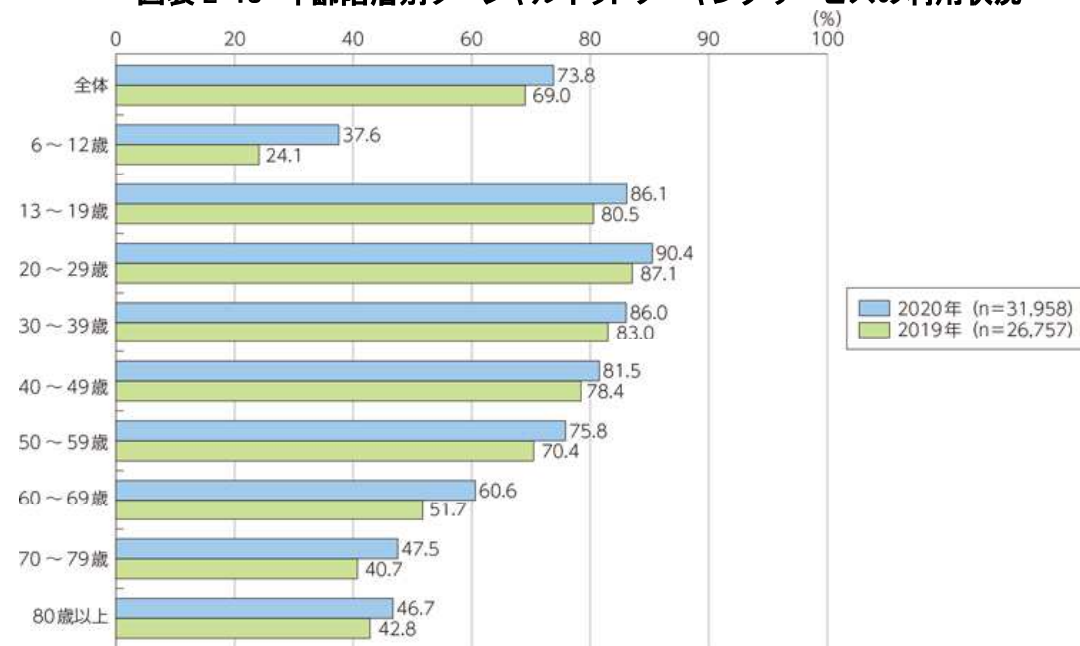
次に、「年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況」は、図表 2-18 に示すとおり、各年齢階層で 2019 年(令和元年)に比べ、2020 年(令和2年)の利用率が上昇しています。

図表 2-17 年齢階層別インターネット利用の目的・用途



(出典：令和3年版 情報通信白書)

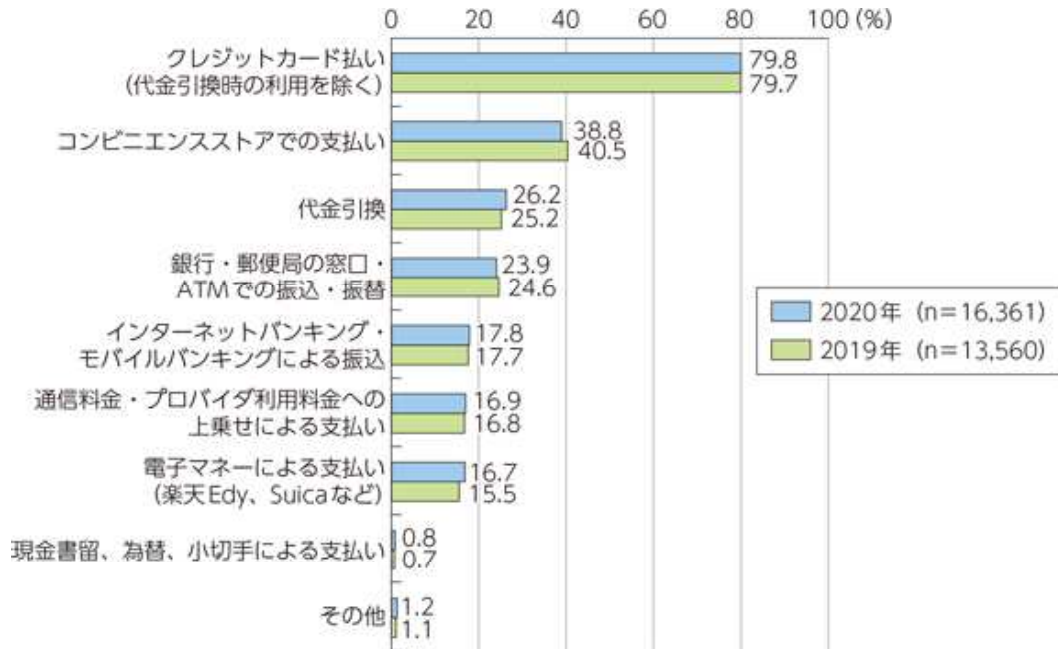
図表 2-18 年齢階層別ソーシャルネットワーキングサービスの利用状況



(出典：令和3年版 情報通信白書)

「インターネットで購入する際の決済方法」は、図表 2-19 に示すとおり、2019 年(令和元年)、2020 年(令和2年)のいずれも、「クレジットカード払い」が最も高く、次いで、「コンビニエンスストアでの支払い」、「代金引換」、「銀行・郵便局の窓口・ATM での振込・振替」と続いています。

図表 2-19 インターネットで購入する際の決済方法

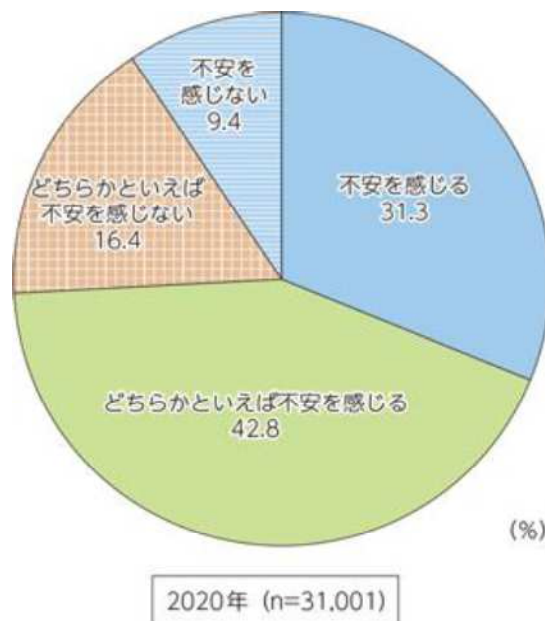


(出典:令和3年版 情報通信白書)

インターネットの利用の普及に伴い、セキュリティ対策も重要になります。

「インターネット利用時に不安を感じる人の割合」は、図表 2-20 に示すとおり、「不安を感じる」、「どちらかといえば不安を感じる」と回答した割合は 74.1%となっています。

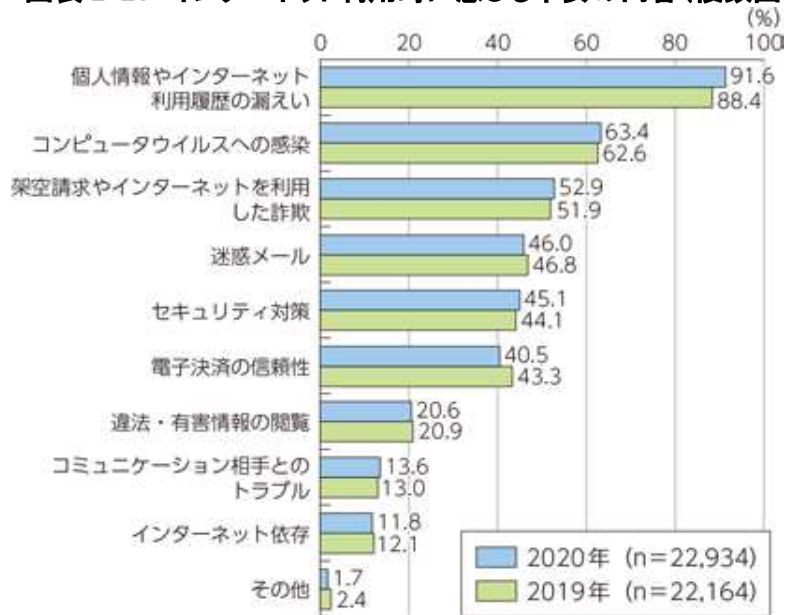
図表 2-20 インターネット利用時に不安を感じる人の割合



(出典:令和3年版 情報通信白書)

「インターネット利用時に感じる不安の内容」は、図表 2-21 に示すとおり、2019 年(令和元年)、2020 年(令和2年)のいずれも、「個人情報やインターネット利用履歴の漏えい」が約 90%と最も高く、次いで、「コンピュータウイルスへの感染」、「架空請求やインターネットを利用した詐欺」と続いています。また、「電子決済の信頼性」は2019 年(令和元年)の 43.3%に対し、2020 年(令和2年)は 40.5%と、2.8 ポイント減少しています。

図表 2-21 インターネット利用時に感じる不安の内容(複数回答)

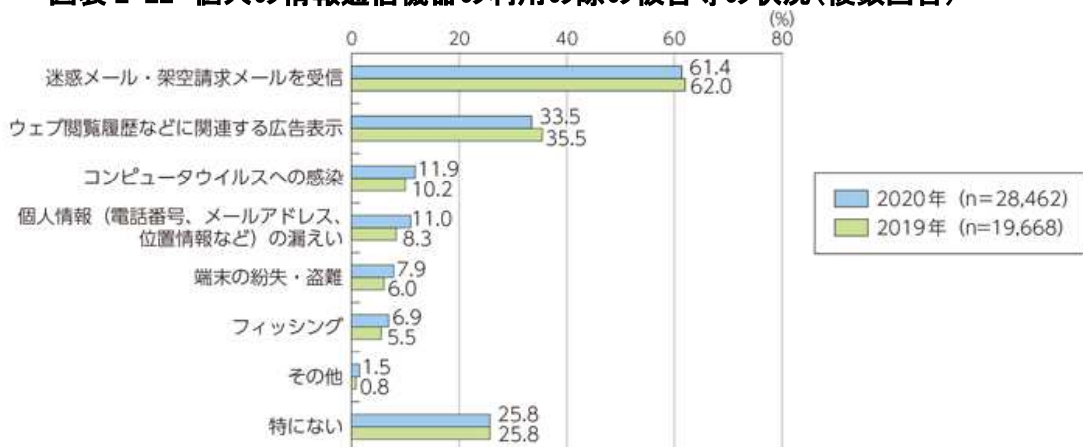


(出典:令和3年版 情報通信白書)

「個人の情報通信機器の利用の際の被害等の状況」は、図表 2-22 に示すとおり、2019 年(令和元年)、2020 年(令和2年)のいずれも、「迷惑メール・架空請求メールを受信」が約 60%と最も高くなっています。

これは、インターネットの利用が進んだことによる課題であると考えられます。

図表 2-22 個人の情報通信機器の利用の際の被害等の状況(複数回答)



※ 2020年と2019年の調査では調査対象の範囲が異なるため、母数に隔たりがあることに注意。

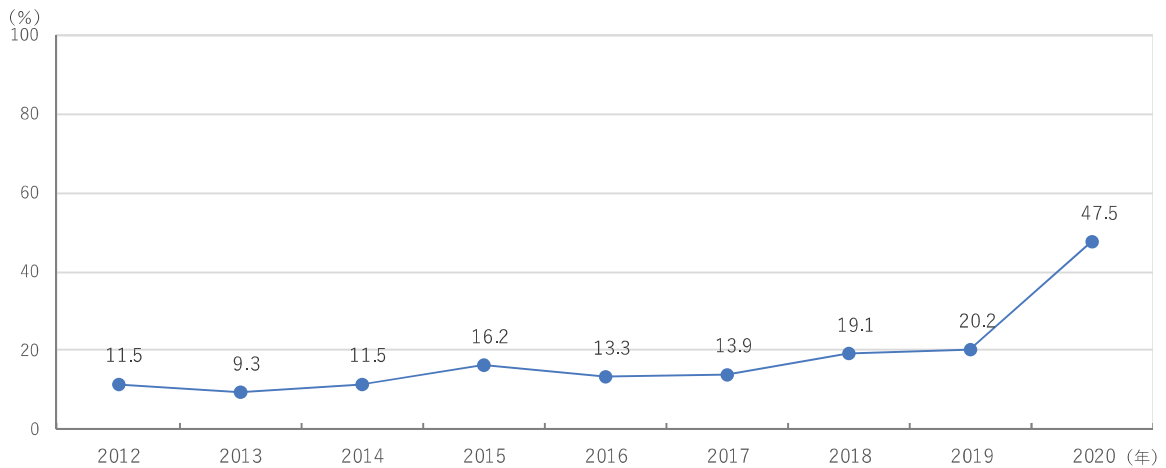
(出典:令和3年版 情報通信白書)

(2) 企業におけるICT利用の進展

「令和2年 通信利用動向調査」によると、「企業のテレワーク導入率の推移」は、図表 2-23 に示すとおり、2020 年(令和2年)には 47.5%となっており、前年に比べ 27.3 ポイント上昇し、企業におけるテレワークの導入が急速に進んでいることがわかります。

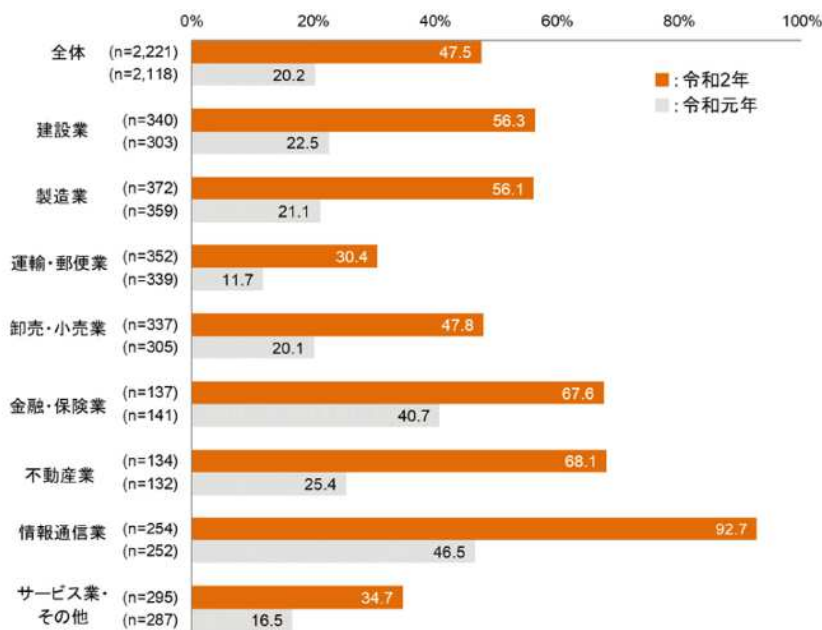
また、「企業のテレワーク導入率(産業別)」は、図表 2-24 に示すとおり、すべての業種で伸びており、中でも「情報通信業」や「不動産業」、「金融・保険業」で顕著となっています。

図表 2-23 企業のテレワーク導入率の推移



(出典: 令和2年 通信利用動向調査より作成)

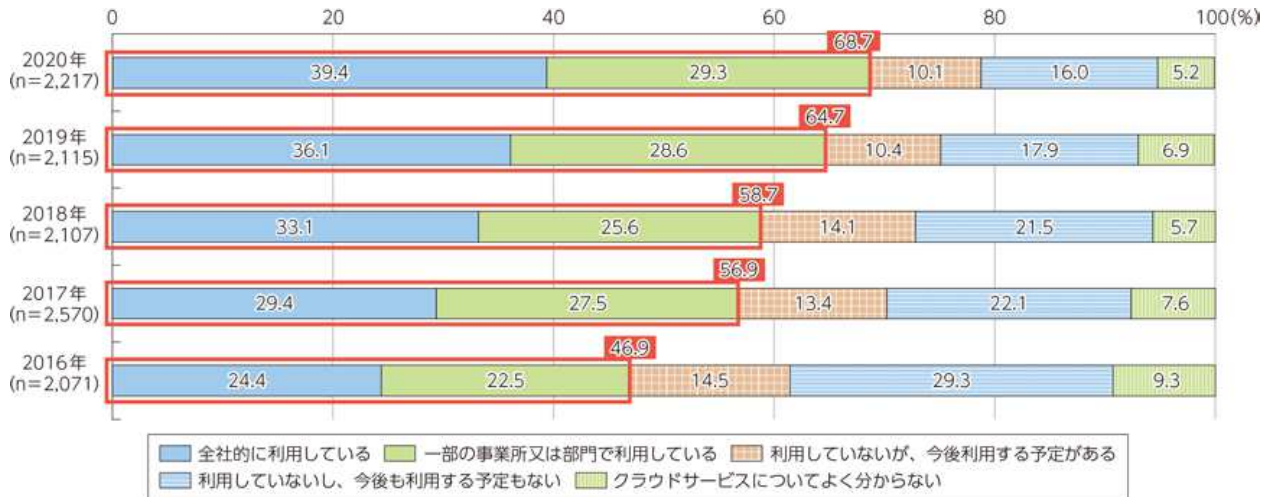
図表 2-24 企業のテレワーク導入率(産業別)



(出典: 令和2年 通信利用動向調査)

「令和3年版 情報通信白書」によると、「クラウド※サービスの利用状況」は、図表 2-25 に示すとおり、2020年(令和2年)から過去5年を比べてみると、クラウドサービスを「全社的に利用している」、「一部の事業所又は部門で利用している」企業の割合は毎年上昇していることがわかります。

図表 2-25 クラウドサービスの利用状況

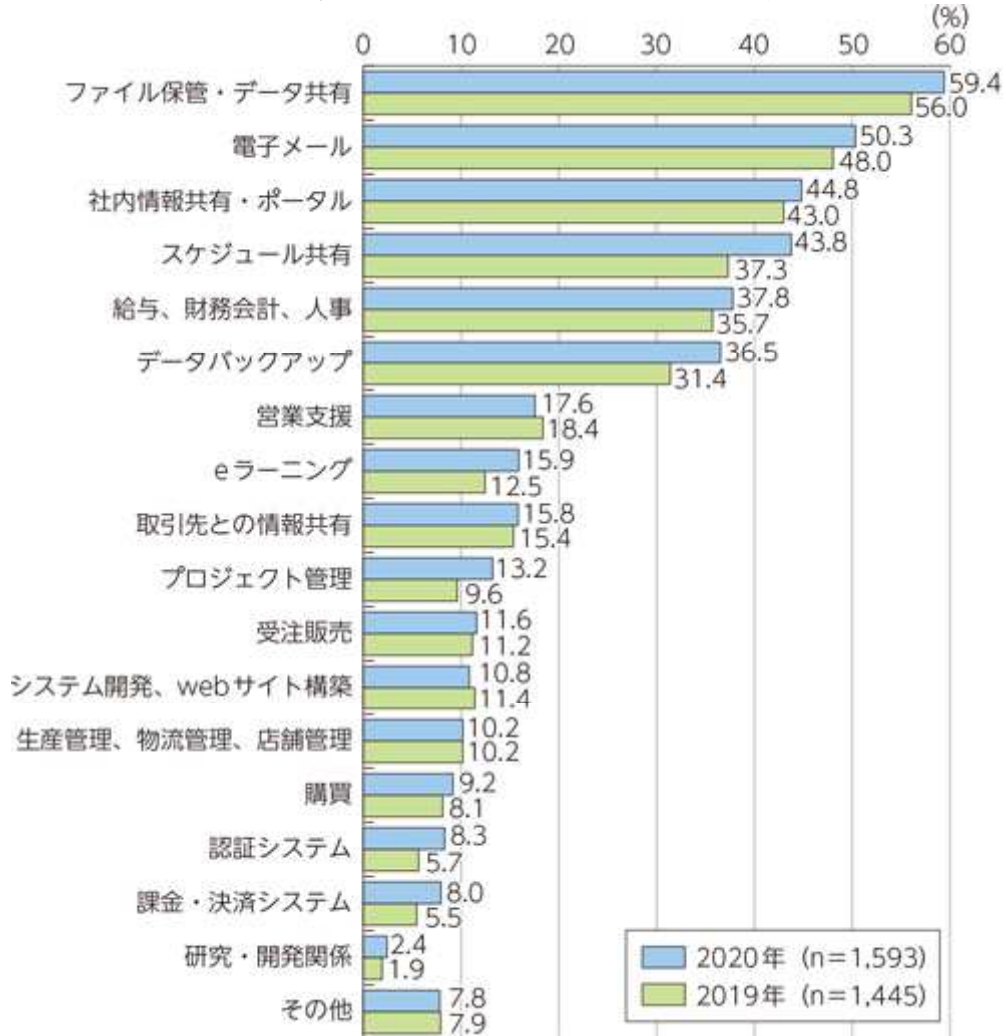


	集計企業数	比重調整後 集計企業数	クラウドサービスの利用状況							無回答
			利用している	全社的に利用している	一部の事業所又は部門で利用している	利用していない	利用していないが、今後利用する予定がある	利用していないし、今後も利用する予定もない	クラウドサービスについてよく分からない	
全体	2,223	2,223	1,522	873	649	580	225	355	114	7
[産業分類]										
建設業	340	96	73	48	25	21	13	8	2	-
製造業	372	590	401	223	178	167	72	94	20	3
運輸業・郵便業	352	203	116	57	59	67	23	44	19	1
卸売・小売業	338	475	340	191	150	107	41	66	24	3
金融・保険業	137	27	22	15	7	5	3	2	0	-
不動産業	134	32	28	19	9	4	2	3	0	-
情報通信業	254	110	101	74	27	8	6	3	-	0
サービス業、その他	296	690	442	246	196	200	66	134	48	-

(出典:令和3年版 情報通信白書)

また、「クラウドサービスの利用内訳」は、図表 2-26 に示すとおり、2019 年(令和元年)、2020 年(令和2年)のいずれも、「ファイル保管・データ共有」が最も高く、次いで「電子メール」、「社内情報共有・ポータル」と続いています。

図表 2-26 クラウドサービスの利用内訳

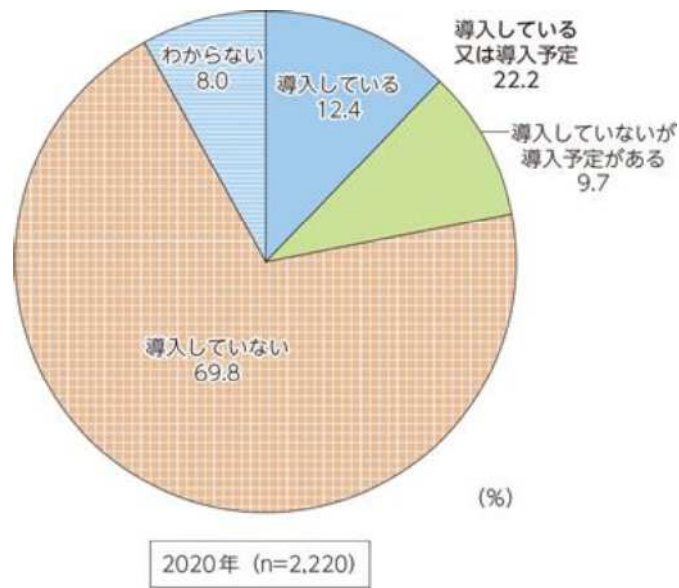


(出典:令和3年版 情報通信白書)

先端技術としては、センサー技術の向上等により、様々なモノがインターネットにつながり、膨大なデータが収集可能になる IoT やビッグデータが注目されています。総務省は、情報通信審議会の「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方について」の中間答申（第一次～第四次）に基づき、IoT サービスの地域実証に基づくルール整備等を通じたデータ利活用の促進に取り組んでいます。また、少子高齢化の進展により、労働力人口が減少している中、生産性の向上等で AI が期待されるようになりました。

しかし、「IoT・AI 等のシステム・サービスの導入状況」は、図表 2-27 に示すとおり、「導入していない」企業が 69.8%と最も高くなっています。「導入している」企業の割合は 12.4%となっており、導入予定の企業を含めると 22.2%となっています。

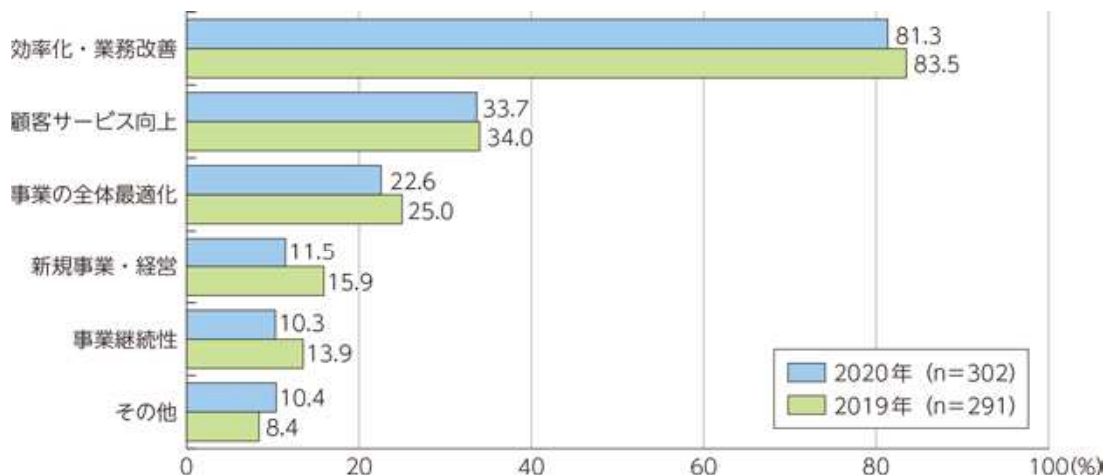
図表 2-27 IoT・AI 等のシステム・サービスの導入状況



(出典: 令和3年版 情報通信白書)

また、「IoT・AI 等のシステム・サービスを通じてデータを収集・解析する目的」は、図表 2-28 に示すとおり、2019 年(令和元年)、2020 年(令和2年)のいずれも、「効率化・業務改善」が約 80%と最も高く、次いで、「顧客サービスの向上」、「事業の全体最適化」と続いています。

図表 2-28 IoT・AI 等のシステム・サービスを通じてデータを収集・解析する目的



(出典: 令和3年版 情報通信白書)

(3) 安全・安心への取組

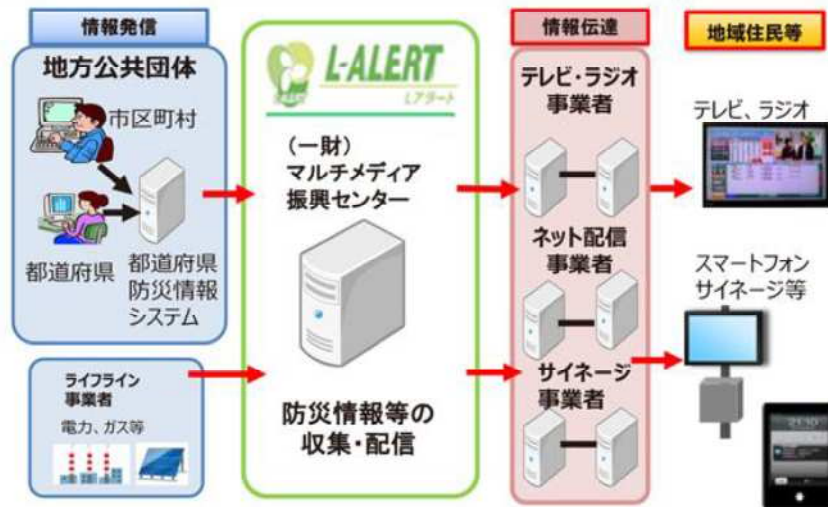
近年、台風やゲリラ豪雨等による水害をはじめ、自然災害への ICT の利用の重要性が高まっています。総務省では、図表 2-29 に示すとおり、地方公共団体等が発出する避難指示等の災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者等、多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤(Lアラート)の普及・利活用を促進しています。

今後は、5G 対応端末の普及により、エリアメールやLアラートのように地域住民に対して直接映像を届けることや、リアルタイムな解析結果等の付加情報を提供することも想定されます。

図表 2-29 Lアラート(災害情報共有システム)の概要

Lアラートの概要

- L(Local)アラートとは、地方公共団体等が発出した避難指示等の災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。
- 地域住民等は、情報伝達者を介して、Lアラートから配信される公共情報を取得。
- 一般財団法人マルチメディア振興センターが、自らの規約に基づき運営。
- 災害時における、迅速かつ効率的な情報伝達を推進するため、総務省は、地方公共団体等に対し、Lアラートの操作説明や地図化システムの紹介等の普及啓発事業を行っている。

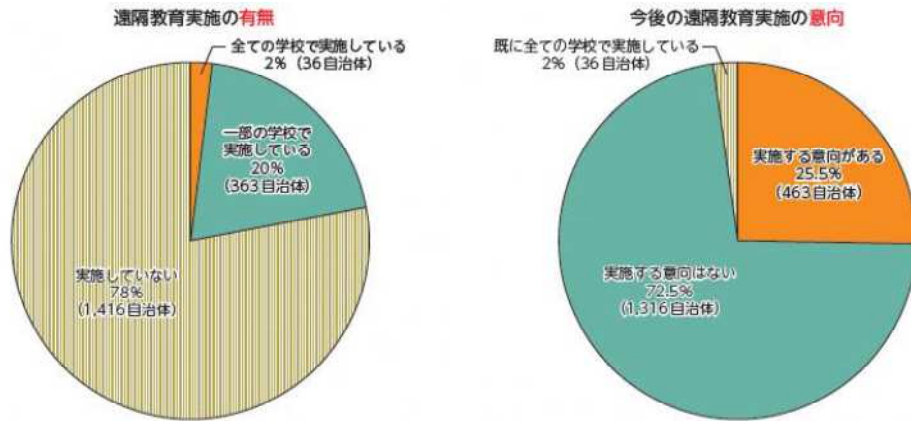


(出典:令和3年版 情報通信白書)

(4) 教育分野への取組

「令和2年版 情報通信白書」によると、「初等中等教育の遠隔教育の実施状況」は、図表 2-30 に示すとおり、令和元年3月時点において、一部の学校で実施しているものを含めて 22%と低くなっており、「実施していない」は 78%と高くなっています。また、今後も「実施する意向がない」とする自治体は 72.5%と高くなっています。

図表 2-30 初等中等教育の遠隔教育の実施状況(令和元年3月現在)

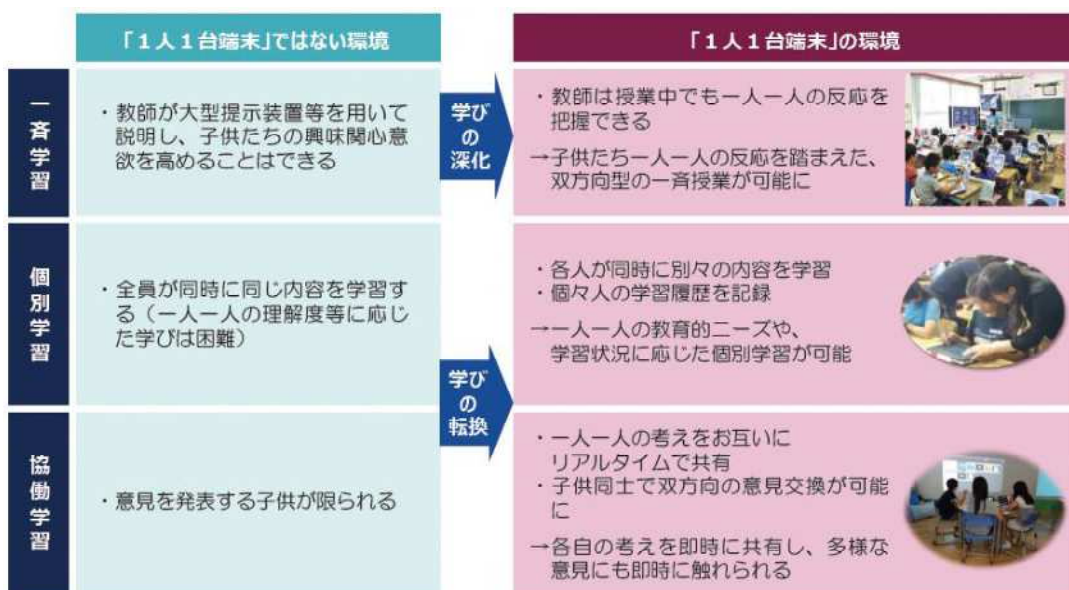


(出典:令和2年版 情報通信白書)

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校の臨時休校措置が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えて、オンライン授業を含めた家庭での学習支援等の重要性が増しています。

文部科学省では、図表 2-31 に示すとおり、「1人1台端末」の早期実現を図り、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT の活用により、すべての子どもたちの学びを保障できる環境を早急実現することを目的に、「GIGA スクール^{*}構想」に取り組んでいます。

図表 2-31 GIGA スクール構想の概要



(出典:文部科学省「GIGA スクール構想の実現へ」)

4.2 ICTの最新の技術動向

移動通信システムである5Gは、図表2-32に示すとおり、4Gを発展させた「超高速通信」だけでなく、多数の機器が同時にネットワークに繋がる「多数接続通信」、遠隔地でもロボット等の操作をスムーズに行える「超低遅延通信」が可能となります。このため、5Gは、あらゆる「モノ」がインターネットにつながるIoT社会を実現する上で不可欠なインフラとして大きな期待が寄せられています。

図表2-32 5Gの特徴



(出典:令和元年版 情報通信白書)

また、図表2-33に示すとおり、地方の課題解決として、暮らしや産業、医療、災害対応等のあらゆる分野における5Gの活用が期待されています。

図表2-33 地方における5Gの活用による課題解決

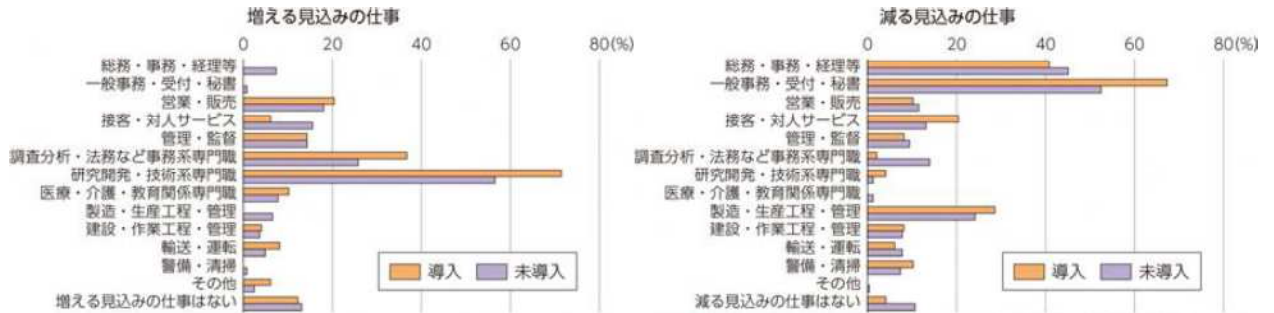


(出典:令和元年版 情報通信白書)

「令和元年版 情報通信白書」によると、「AI等の導入により今後3～5年で増える(減る)見込みの仕事」は、図表2-34に示すとおり、増える見込みの仕事は、AIの導入及び未導入にかかわらず、「研究開発・技術系専門職」、「調査分析・法務など事務系専門職」の割合が高く、AIを導入している企業が未導入の企業より高くなっています。

一方、減る見込みの仕事は、AIの導入／未導入にかかわらず、「一般事務・受付・秘書」、「総務・事務・経理等」が高くなっており、業務の一部の代替が見込まれます。

図表 2-34 AI等の導入により今後3～5年で増える(減る)見込みの仕事



東証一部上場企業を中心とする日本企業を対象として実施したアンケート調査結果（回答293社）に基づく
 (出典) 総務省・ICR・JCER (2019) [AI・IoTの取組みに関する調査]

(出典:令和元年版 情報通信白書)

5. 動向のまとめ

国の動向、静岡県の動向、ICT の動向をまとめると以下のようになります。

図表 2-35 国、静岡県、ICT の動向のまとめ

<p>国の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル強靱化社会の実現に向けた具体的な取組として、「働き方改革」、「学び改革」、「くらし改革」、「災害対応」、「規制のリデザイン」、「社会基盤の整備」を実施 ・「IT 基本法」を見直し、デジタル社会の形成の基本的枠組みを示した「デジタル社会形成基本法」及びデジタル社会の形成に関する司令塔となるデジタル庁設置の考え方を示した「デジタル庁設置法」の成立 ・デジタル社会の目指すビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現に向けた取組 ・デジタル社会構築に向けた自治体に取り組むべき重点取組事項として、「自治体情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「自治体の行政手続のオンライン化」、「自治体の AI・RPA の利用促進」、「テレワークの推進」、「セキュリティ対策の徹底」を実施
<p>静岡県の動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新世代の ICT の実装・実用化を促進し、行政への導入を検討するとともに、企業等への導入を支援 ・データを重視した ICT 利活用を図るため、行政や企業等で扱うデータのデジタル化を推進・促進 ・スマートデバイスなど研究開発された技術と利活用アイデアの結合（マッチング）を図り、新たな ICT やソフト等の実用化を促進 ・新たな情報化の指針となる「ふじのくに DX 推進計画」を令和4年度から開始
<p>ICT の動向</p>	<p>個人・企業の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用端末としてスマートフォンの割合が最も高い ・70 歳以上でスマートフォンなどを利用していない人が半数 ・個人における SNS[*]利用割合の上昇 ・インターネット利用に多少なりとも不安を感じる人は7割以上 ・企業におけるテレワーク導入割合の大幅な上昇 ・IoT・AI 等のシステム・サービスの導入は導入予定も含めて約2割
<p>最新の技術動向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5G による暮らしや産業、医療、災害対応等のあらゆる分野における地方の課題解決に期待が高まる ・AI 導入による仕事量の増減への関心が高まる

国が発出したデジタル社会の実現に向けた各種計画では、自治体に取り組むべき事項・内容が示されており、本市においても、これらに取り組むことが重要であると考えます。

また、国の動向のほか、県の動向や個人・企業の動向、最新の技術動向を踏まえ、本市の政策との整合性を図りつつ、市全体を発展させる取組を、デジタルを原動力として進めていくことが重要であると言えます。